

# 指定介護老人福祉施設事業運営規程

特別養護老人ホームひまわり園

# 指定介護老人福祉施設事業運営規程

(規程の趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人虹の会（以下「事業者」という。）が設置経営する指定介護老人福祉施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ること。

(事業の目的)

第2条 事業者は、入所する要介護者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供すること。

(運営方針)

第3条 事業者の職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 事業者の職員は入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 事業者の職員は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業者は指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2

第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業者の名称等)

第 4 条 事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームひまわり園
- (2) 所在地 岡山県和気郡和気町佐伯 1 5 8 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業者は次の職員を置き、指定介護福祉施設サービスの提供に当たるものとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤 1 名	施設の一元管理
医 師	非常勤 1 名	入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導
生活相談員	常勤 1 名以上	入所者の生活指導、面接、身上調査並びに 入所者やその家族等からの相談、生活・行動 プログラムの作成
介護職員 看護職員	常勤換算 17 名以上  (内看護職員 3 名以上)	入所者の介護 入所者の看護
介護支援専門員	常勤 1 名	利用者の自立に向けて専門的な視点から施設サ

	以上	-ビス計画の作成。見直しに関する 業務
機能訓練指導員	1名以上	入所者の心身の状況等に応じて、日常生活 を営むのに必要な機能を改善し、又はその 減退を防止するための機能訓練
管理栄養士	1名以上	栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を 考慮した食事を提供するための業務
事務職員	1名以上	庶務及び会計事務に従事する

2 前項の職種及び員数は、併設する（介護予防）短期入所生活介護事業所との合算数とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1） 営業日は年中無休
- （2） 営業時間は24時間とする。

（入所者等の定員）

第7条 **事業所**の入所定員は、50人とする。

（**事業者**が提供する指定介護福祉施設サービスの内容）

第8条 **事業者**が提供する指定介護福祉施設サービスの主な内容は次のとおりとする。

- （1） 入浴、排泄及び食事等の基本介護

- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、療養上の世話
- (6) 栄養管理
- (7) 口腔衛生の管理

(サービスの利用料その他費用の額)

第9条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし

当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項の定めるもののほか、入所者から次の費用を受け取ることができるものとする。

(1) 食費 1日当たり基準額 1445円

(2) 居住費 従来型個室 1日当たり 1231円

多床室 1日当たり 915円

(3) 理美容代 実費

(4) その他指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活にお

いても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認め

られるもの 実費

(事業所利用上にあたっての留意事項)

第10条 入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内の立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業者の職員は、入所者の心身状態が急変する等、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、岡山県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条の2 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

- 第12条 事業者は、入所者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体系を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知するものとする。
- 2 事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、年2回定期的に行うこととする。
  - 3 事業者は非常災害時における入所者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
  - 4 事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受け入れに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

（指定介護福祉施設サービスの利用契約）

第 1 4 条 事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、入所申込者又はその家族に対し、サービスの内容に関する重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を書面により得るものとする。

（衛生管理及び施設職員等の健康管理等）

第 1 5 条 事業者は、使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、当該施設において、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業者は、職員に対し年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務に就く者は年 2 回以上の健康診断を受診させるものとする。
  - (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (3) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (4) 事業者において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
  - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（秘密保持等）

- 第 16 条 事業者の職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を厳守するものとする。
- 2 事業者は、施設職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を厳守させるため、施設職員でなくなった後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、施設職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者の同意を得た上で行うものとする。

(施設サービス計画の作成等)

第17条 事業者は、利用者の心身及び機能の状態に応じた施設サービス計画を作成し、入所者、又はその家族に対して説明し、文書による入所者の同意を得るものとする。

2 施設は、施設サービス計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第18条 事業者は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

2 事業者は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとする。

(苦情処理)

第19条 事業者は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出者

若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情

に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該

指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(損害賠償)

第20条 事業者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等)

第21条 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業者は身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次の掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第23条 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、施設

職員の資質向上を図るため、研修の機会を随時設けるものとする。なお、この研修には、高齢者の  
尊敬を守り、入所者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、入所者の人権の擁  
護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めるものとする。

(記録の整備)

第24条 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の  
日から5年間保存するものとする。

(その他)

第25条 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人虹の会と事業者の  
管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する

この規程は、平成15年4月1日より一部改定施行する

この規程は、平成17年10月1日より一部改定施行する

この規程は、平成18年4月1日より一部改定施行する

この規程は、平成20年8月28日より一部改定施行する

この規程は、平成21年4月1日より一部改定施行する

この規程は、平成23年12月15日より一部改定施行する

この規程は、平成24年4月1日より一部改定施行する

この規程は、平成26年4月1日より一部改定施行する

この規程は、平成26年5月29日より一部改定施行する

この規定は、平成27年3月20日より一部改訂施行する。

この規程は、平成27年10月15日より一部改訂施行する。

この規程は、平成29年3月23日より一部改訂施行する。

この規程は、平成30年8月1日より一部改訂施行する

この規程は、令和3年4月1日より一部改訂する、

尚この規程は令和3年10月1日より適用する。

この規程は、令和6年4月1日より一部改訂施行する。

この規程は、令和6年8月1日より一部改訂施行する。

この規程は、令和6年11月1日より一部改訂施行する。

この規定は、令和8年3月1日より一部改訂施行する。